

賃貸住宅管理業法に係る賃貸住宅管理業登録申請書類の 持参による提出自粛に関するご案内

賃貸住宅管理業者の皆様へ (関東地方整備局へ申請される業者対象)

- 令和3年6月15日付けで、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（以下法）に基づき、賃貸住宅管理業者の登録制度が施行されます。登録申請手続きにおいては、国土交通省全体の方針として、原則、『賃貸住宅管理業登録等電子申請システム』（以下システム）による電子申請にてお願いしておりますが、システムが使用できない等の業者におかれましては、紙申請による申請も可としております。
- 関東地方整備局として、紙申請による手続きにおいては、**新型コロナウイルス感染症対策の観点から、各業者が一同に当局の受付窓口にお越しいただくことを防止するため、受付窓口での申請書類の受理は行いません**ので、郵送にてご提出いただけますようお願い申し上げます。
- なお、本法附則第2条（経過措置）において、200戸以上を管理している業者であっても、本法施行後1年以内は、いわゆる「みなし業者」として、本法に基づく賃貸住宅管理業を行うことができると規定されております。
(「みなし業者」であっても本法に基づく規制の対象となりますのでご注意ください。)